

社会福祉法人美深福祉会 役員等の報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美深福祉会（以下「本会」という。）定款の規定に基づき、役員等の費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条で規定する役員等とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 定款第8条に規定する評議員
- (2) 定款第21条に規定する業務執行理事以外の理事及び監事
- (3) 本会第三者委員
- (4) 理事会が必要と認めた委員会等の委員

(業務の種類)

第3条 費用弁償を支弁する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政監査による監査の立会
- (4) 役員研修会への参加及び他施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) 法人運営に必要とされる理事長業務
- (7) その他理事会が必要と認めた委員会等の業務

(費用弁償の額)

第4条 前条第1号から第3号及び第6号の業務の場合は、次の表に定める額を費用弁償として支給できるものとする。

区 分	1日あたりの額
住所地から業務執行場所まで5km未満の者	3,000円
住所地から業務執行場所まで5km以上の者	4,000円

- 2 前条第4号、第5号、第6号及び第7号で町外における業務の場合は、費用弁償として「本会旅費規程」を準用する。
- 3 役員等が、同一日に開催される理事会、評議員会及び本会が設置する委員会等に出席した場合の費用弁償は、重複して支給しない。

(適用除外)

第5条 当法人職員であつて法人役員を兼務する者については、第3条の第1号から第3号の業務の場合、この規程は適用しない。ただし、やむを得ず当該業務を当法人施設以外で行う場合は、この限りでない。

(常勤理事の報酬)

第6条 本会定款第15条に規定する業務執行理事の報酬は、月額300,000円とする。但し、執務時間の変更等により減額することができる。

2 業務執行理事に、6月及び12月において、報酬月額1か月分を期末手当として支給する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。